

令和4年度
第10回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和5年1月12日開会

高松市農業委員会

令和4年度第10回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年1月12日（木）午後2時開会

開催場所 高松市防災合同庁舎3階 301会議室

出席委員 20人（委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 3人

- 12番 真鍋 芳治
- 15番 河田 薫
- 18番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 主 事 溝渕 勝久
- 主任主 事 多田 利浩

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 農地改良に係る届出について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第13号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第10回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は23人中20人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、12番 真鍋芳治委員、15番 河田委員、18番 原田委員、の3名です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は9番三好委員及び19番森委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、申請地を賃借人が購入するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、農地法第3条第1項許可申請所有権3番に関連しております。

3番は、第三者が転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については5条第1項許可申請所有権10番のとおりです。

4番、5番、6番は、賃借人が労力不足で、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番からページをまたいで4ページの番号18番までは、対象農地の含まれる地区で香川県農地機構を介した貸し借りに関して、将来の地区利用権集約の設定方法の平準化を図る目的から、機構主導の賃借権による中間管理権を一旦解約し、使用貸借による権利設定を行おうとするもので、地域内で既に営農を行っている農事組合法人へ本年4月から機構を介して貸し付ける計画があり、離作補償はありません。

19番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

20番、21番は、借人の労力不足により、機構を介した貸借について返還したもので、新たな借人との計画があり、離作補償はありません。

22番は、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、この後、離作補償として、貸付地の無償譲渡を計画しております。

23番は、申請地が県道の拡幅工事用地に含まれることから、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

24番、25番は、借人変更を予定しており、機構を介した貸借契約を解約するもので、離作補償はありません。

26番は、第三者が転用するため、強化促進法による貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については農地法5条第1項許可申請所有権22番のとおりです。

5ページを御覧ください。

27番は、地権者が耕作するため、強化促進法による貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番、2番は、本年4月から、農地法に基づく貸し借りから、強化促進法に基づく貸し借りに変更するため、返還したものです。

3番は、本年4月から、借人を変更するため、農地法に基づく貸し借りについて、返還を受けたものです。

7ページを御覧ください。

4番、5番は、機構を介した貸借について返還したもので、この後、経営規模の拡大を希望する者への売買を予定しております。

6番は、地権者が転用するため強化促進法による貸借について返還を受けたもので、転用の内容については、農地法第4条第1項許可申請18番のとおりです。

7番、8番は、強化促進法による貸借について返還するもので、4月から、機構を介した新たな借人との貸借計画があります。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について27件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の三好委員より報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の特別現地調査委員は、森委員と私の2名であり、本日、午前中に現地調査を実施しました。内容につきまして、現地調査委員を代表して、私から報告申しあげます。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の農地法第4条第1項の特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南東1.3キロメートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.65平方メートルを800枚、16基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢により農地の維持管理ができず、農業廃止も検討していたもので、今後、耕作放棄地状態になることと、老後の安定した生活資金、また、環境貢献も考慮して太陽光発電事業を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年3月28日に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、転用の確実性も認められます。

また、隣接農地関係者の同意も得ており、転用によって付近の土地へ被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出され、集水柵を設置するなどの被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南東1.3キロメートルに在り、発電出力249.92キロワット、パネル1枚の面積約2.58平方メートルを642枚、13基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、令和3年に相続をしましたが、耕作していくことが難しく、老後の生活の資金、また、環境貢献も考慮して太陽光発電事業を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和4年10月11日に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受け、転用の確実性も認められます。

また、隣接農地関係者についても同意を得ており、転用によって付近の土地へ被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書も提出されており、集水柵を2カ所設置するなど被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議からの許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、子の分家住宅を建築することに際し、土地の測量調査したところ、母屋が誤って隣接農地に越境していることが判明し、今回、是正することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が136.70平方メートルあります。

2番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、自己住宅を建築する際、誤って隣接農地に越境して建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和52年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が305.70平方メートルあります。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現住宅の南側に納屋を建築した際、誤って農地の一部に越境していたもので、これを是正することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が297.66平方メートルあります。

4番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、長男夫婦の子どもの成長と共に、独自の居住スペースが必要となり住居を拡張しましたが、農地の一部に越境していたことが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が389.08平方メートルあります。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の住宅が老朽化したことに伴い解体し、新たに住宅建築を考えましたが、接道がなく、建替えを断念し、今回、相続した申請地に新たな住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます

6番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地の東側に納屋を増築した際、北側農地との境界が明確でなかったため、誤って農地の一部に越境していたものです。

また、浄化槽を設置する際、宅地内に適切な設置場所がなく、東側農地へ越境して設置したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろ、令和2年10月にそれぞれ建築及び造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が820.01平方メートルあります。

7番は、発電出力175.0キロワット、パネル面積約1.63平方メートルを780枚、9基設置の営農型太陽光発電設備用地として、一時転用申請するものです。

立地基準については、それぞれ第2種農地に区分されますが、申請者は、農業を継続しながら、将来の安定した収入を確保するため営農型太陽光発電を計画したもので、今回、一時転用期間の満了を迎えたため、再度、令和7年11月9日までの3年間の一時転用をするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、下部農地には、引き続きウレイを栽培するため、知見を有する者の意見書も添付され、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅への進入路が狭かったため、既存宅地の東側に進入路と車庫を設けた際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成19年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が797.98平方メートルあります。

9番は、貸事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅に隣接している申請地に祖父の代に納屋を建築し、その後、子が平成元年に2階部分を建築士事務所として開業したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が

246. 52平方メートルあります。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、祖父の代に母屋の隣接地に納屋を建築したもので、既存住宅の敷地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が497.36平方メートルあります。

11番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地の東側に納屋を増築した際、誤って隣接農地に越境して建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が220.49平方メートルあります。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現住宅の西側を宅地の一部として利用していましたが、この度、農地の一部に越境していたことが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が239.42平方メートルあります。

13番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の老朽化に伴い建替えの必要があり、当初の計画から配置の変更をしたところ、誤って西側農地の一部に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が674.24平方メートルあります。

14番は、発電出力249.9キロワット、パネル面積約2.58平方メートルを302枚、2基設置の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、それぞれ第2種農地に区分されますが、所有農地の中から候補地の検討をした結果、労働力不足の為、農業の継続が困難となり、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置

も適切であると考えます。

17番は、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地に隣接する市道が狭く、通行に不便を来しており、地元からの要望もあり、道路拡幅用地として申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が0.61平方メートルあります。農地法第5条第1項許可申請の取下願1番に関連しています。

18番は、農耕用車両置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、農作業時に軽トラックや農耕用運搬車の駐車スペースがないため、農耕用車両置場として申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について16件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、令和4年10月20日付けで2階建2棟の特定建築条件付売買予定地として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、転用計画の変更による許可申請の取下願があったものです。農地法第4条第1項許可申請17番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、令和4年9月21日付けで、当初、3区画の宅地分譲用地として転用許可を受けておりましたが、今回、顧客からの要望により、3区画を2区画に変更したため、許可後の事業計画変更申請をするものです。なお、工事期間の変更はありません。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を三好委員から報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が2件となっております。

うち、所有権1番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、森委員から報告申しあげます。

森委員 現地調査委員の森です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の農地法第5条第1項許可申請の特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、香川県立豊学校南東500メートルに在り、宅地分譲用地及び進入道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、市道及び県道に面し、市街地へのアクセスも良く、周辺は、ことでん新駅の予定地に近く、商

業施設や医療施設も整備され、宅地分譲・共同住宅により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する農道・水路及び宅地等が436.80平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次に、2番の申請地は、高松市立香西小学校北西1.5キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松王越坂出線に面し、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であること、また、転用事業者の本社からも近く、共同住宅の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、宅地敷地が手狭となっていることから、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 265.03 平方メートルあります。

2番は、現在借家住まいであるが、家財道具が増え、住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 85.74 平方メートルあります。

3番も、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となるため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 79.34 平方メートルあります。

4番は、自宅敷地内の倉庫を農業用に使用することから、自家用車駐車場が不足するために、父所有の農地を譲り受けて露天駐車場、農作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番の転用者は、料理、旅館業を営む法人で、この度、借地である駐車場を返還することから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 13 ページを御覧ください。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番の転用者は、建築工事業を営む法人で、事業が順調で事業拡大のため露天資材置場用地

として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は併用地を介して西側が市道に接し、主要地方道塩江屋島西線に近く、高松東インターチェンジにも近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が851.4平方メートルあります。

9番は、申請地周辺の地域は、サービス付き高齢者向けの施設が不足していること、施設からの要望もあり、新たな貸老健施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道高松長尾大内線に近く、既存の医療機関とも隣接し、連携及び対応がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が191.77平方メートルあります。

10番は、サッシ加工販売業を営む法人が、事業の多角化により、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法18条6項の規定による通知3番に関連しています。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が20.00平方メートルあります。

12番は、住宅が密集した地域で、周辺に駐車場が無く、路上駐車が多いことから、近隣からの要望もあり、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、敷地内の駐車スペースが不足しており、来客時に車両の駐車や転回ができず不便

なことから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、法要等を行う際に、檀家や信徒用の駐車場が不足し、不便なことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に、北側が県道岡本香川線に面し、既存の寺院からも近く、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が412.20平方メートルあります。

15番は保育園を営む法人で、通園する園児の増加により、送迎や来客用の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の保育園からも近く、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書14ページをお開きください。

16番は、借家住まいであるが、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家からも近く、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自己所有農地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、車庫兼作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が 113.00 平方メートルあります。

19 番は、申請地近隣の事業者が、従業員や来客用の駐車場が不足しているため、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存駐車場の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道水路等が 1,358.71 平方メートルあります。

20 番は、隣接している宅地への進入路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道拡張時に残った自己所有農地を既存の宅地の進入路として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、昭和 36 年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

22 番の転用者は、診療所を経営している医療法人で、患者及び職員用の駐車場が手狭となっていることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第 18 条 6 項の規定による通知 26 番に関連しています。

23 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、周辺は教育施設や商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

24 番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅に隣接する農地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 2 年に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接

農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 522.37 平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 16 ページを御覧ください。

1 番は、小型自動車及び部品販売業を営む法人が、営業所等の再編を計画し、徳島エリアも担うために、新たな事務所兼倉庫用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は、商業施設が多い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、申請地近隣の事業者が、従業員や来客用の駐車場が不足しているため、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、会社から近く、利用及び管理がしやすく、また、既存駐車場の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 21 年に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 17 ページを御覧ください。

1 番の転用者は、建設機械等のリース、販売及び修理業を営む法人で、業績が順調なことから、事務所、貸事務所、倉庫、車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 10 年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、現在、両親と同居しているが、住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、実家と隣接しており、農業の手伝いや親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番も、現在、借家住まいで、子が生まれ住居が手狭となるため、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市

道に面し、実家からも近く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権22件、賃借権2件、使用貸借3件、計27件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番、2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、1番は水稻を作付け、2番はミカンを栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、3番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

3番は、残存小作地の小作人が申請地を取得し、引き続き、水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しております。

4番、5番は、農業廃止する譲渡人から、申請地周辺で耕作する譲受人が取得するもので、4番は、水稻を作付け、5番は野菜を栽培するものです。

6番から10番までは、所有者の農業廃止、労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、6番、9番及び10番は野菜を、7番、8番は、ミカン、果樹を栽培するものです。

なお、10番は、農地法第3条第1項許可申請使用貸借による権利設定1番が提出されており、下限面積要件は満たしております。

11番は、譲受人が今回所有農地の一部を農地法第5条第1項許可申請により、払い下げを受けた法定外公共物とともに渡人のために転用地として提供したことから、代替地を交換取得するもので、取得後は、キウイを栽培するものです。

農地法第3条第1項許可申請地と直接の関連地となっていないことから関連案件として記載しておりませんが、転用の内容は農地法第5条第1項許可申請所有権19番のとおりです。

19ページを御覧ください。

同じく所有権移転の案件です。

12番は、県外在住の所有者が農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、本市こども保育教育課から認可外保育施設として証明書の交付を受けている特定非営利活動法人が、主たる事業目的である保育教育の一環としての保護者、園児とともに玉ネギ、トマト、キュウリ、ダイコン及び白菜等の季節野菜を栽培・調理し、食育教育の一助とするため、高齢化による経営を縮小しようとする譲渡人から取得するもので、農地所有適格法人以外の法人が教育、医療又は、社会福祉事業を行うことを目的として例外的に農地取得できる農地法第3条第2項但し書きに該当するものです。

20ページを御覧ください。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について、御説明申しあげます。

1番は、経営規模の拡大を希望する借受人が3年間借り受けるもので、夏及び冬野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項許可申請所有権移転10番に関連しており、下限面積要件は満たしております。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転13件、使用貸借1件御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、平成10年ごろから自己所有農地への農道として利用しており、また、3番は、昭和46年ごろから農業用水路として利用しており、それぞれ非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成6年ごろから、申請地の西側が神社の境内地と北側が墓地に隣接し、現況が山

林化していたもので、耕作するのが困難となり、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上に渡り耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について3件御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第10号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書22ページを御覧ください。

農地改良は、農地における耕作の利便性を向上させる目的により、切土、盛土による土地の造成又は区画整理など行う、いわゆる「形質変更」の行為であり、あらかじめ農業委員会の届出が必要となっています。

1番は、新田町の6筆の農地の形質変更を行うもので、現況4段の段差がある農地を良質の花崗土により、盛土締固めを行い、段差を無くし高さを整え、表土を甘土により締固めをし、作業効率の良いイチゴの栽培を行う育苗ハウスの建設を目的として形質変更を行うものです。また、より高くすることで、周囲からの雨水流入を最小限に抑えるための被害防除も併せて行うものです。

以上、議案第10号 農地改良に係る届出について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 農地改良に係る届出については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 農地改良に係る届出については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書23ページを御覧ください。

1番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1件御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和5年1月5日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について、御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。5ページの中段に今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が26件、合計面積で38,159.16平方メートルです。

次に6ページを御覧ください。

これは、農業用施設を申請地に建築するため、用途の区分変更を行うもので、農用地利用計画の4つの用途区分(農地 採草放牧地 混牧林地 農業用施設用地)の中で、農地から農業用施設用地に変更するもので、1件、面積が27平方メートルです。

以上 議案12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり、異議ない旨、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号、農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第13号、農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

本件は、平成28年に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、この農地を借り受けていた担い手が令和2年に病気のため離農したことから、その後、香川県農地機構において新たな借受人を探索するとともに、適宜、保全管理作業を行ってきたが、2年が経過しても新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると今後も貸付けを行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について香川県農地機構が香川県知事へ承認申請を行うにあたり、本市農業委員会の意見を求めているものです。

なお、この契約の解除については農地所有者の了解も得ており、解除された農地については、今後は所有者において管理を行う予定であると伺っております。

また、農地所有者が平成28年度に受け取った「経営転換協力金」については、この解除が所有者の責に帰さないものであるため、交付金の返還は発生いたしません。

資料の2ページをご覧ください。

今回の回答案としては「当該農地については、本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後とも、担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断する。」としております。

以上、議案第13号、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、解除はやむを得ない旨の回答をすることに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

藤澤農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。

期間としましては、令和4年12月6日から令和5年1月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、11月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が11件、12月議決分といたしまして4条が10件、5条が23件、合計で4条が5件、5条が34件です。

許可保留件数につきましては、11月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、12月議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、合計で4条が0件、5条が9件です。

取下につきましては、5条関係の11月以前の議決分で1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

まず、4条関係では許可保留案件はありませんでした。

2 ページを御覧ください。

次に5条関係です。

1月議決分の25番、30番が開発許可未了により、許可保留となっております。次に11月議決分の所有権7番、10番、11番、15番が、右端の欄に記載のあるとおり、開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

11月議決分の所有権27番が、取下げとなっております。先ほど説明がありました議案第4号のとおり、「転用計画の変更」により取り下げられたものです。

3 ページを御覧ください。

同じく11月議決分で、許可保留はありませんでした。

4 ページを御覧ください。

次に、12月議決分の所有権5番、8番、10番、右端の欄に記載のあるとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。同じく12月議決分で、許可保留はありませんでした。

今回の許可状況についての報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第10回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会